

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 5月15日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	大鳳寺跡発掘調査に伴う土砂除去等作業業務委託		
業務場所	宇治市菟道西中		
委託期間	令和8年6月17日 ～ 令和8年10月21日 127日間		
業務概要及び条件	大鳳寺跡の内容確認を目的とした発掘調査(試掘)に伴う土砂除去等作業業務委託		
予定価格	¥2,271,500 (税込)	最低基準価格	¥1,590,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録(京都府内本店・支店・営業所) ②掘削・実測作業を含む遺跡発掘業務実績(元請、過去5年以内)			
入札参加表明書の受付			
提出期限	令和8年5月21日(木) 午後5時00分まで		
提出場所	郵便入札		
添付資料	別紙参加表明書に記載のとおり		
入札予定	予定日 令和8年6月10日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年5月15日（金）午前9時から
令和8年5月28日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ (<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>) に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。

- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

大鳳寺跡発掘調査に伴う 土砂除去等作業業務委託仕様書

担当部局 宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課

この仕様書は、宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課が実施する下記遺跡の発掘調査に伴う土砂除去等作業業務委託に係るものである。

- | | |
|--------|---|
| 1 名称 | 大鳳寺跡発掘調査に伴う土砂除去等作業業務委託 |
| 2 作業場所 | 宇治市菟道西中（別紙位置図参照） |
| 3 遺跡内容 | 飛鳥～平安 |
| 4 発掘面積 | 24 m ² （別紙調査区配置図参照） |
| 5 期間 | 委託期間：契約日から令和 8 年 10 月 21 日まで
発掘期間：契約日から令和 8 年 7 月 17 日まで（予定） |

（委託作業の範囲）

第1条 この業務は、本市が文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき実施する本件発掘調査のうち、専門的な作業管理による遺跡掘削と遺跡の実測記録作成などの一連の作業（遺跡掘削・埋め戻し作業、遺構等実測記録作業、作業の安全管理、詰所設置などの営繕、現場の日常的な保全や管理など、埋蔵文化財発掘調査での標準的現場作業の範囲をいう。以下「発掘作業」という。）を一括して委託するものである。

（担当職員による指示）

第2条 本件発掘調査の担当の職員（以下「担当職員」という。）は、文化財保護法の手続による本件発掘調査の調査担当者であり、本件発掘調査が文化財保護法の規定並びに文化庁及び関係機関の通知に基づいて適切に実施され記録作成されるよう、考古学的・文化財学的な総合判断と発掘調査の全体計画や品質の管理・監督を職務とする者であるから、受託者は直ちに担当職員と発掘計画を十分に協議し、その指示を受けて委託作業を行わなければならない。

（作業の安全確保及び法令遵守）

第3条 発掘作業の実施に当たっては、別紙『発掘作業の安全衛生に関する手引き』を参照し

つつ関係法令を遵守し、作業の安全を徹底するものとする。

(作業実施日)

第4条 発掘作業の実施日は、原則として月曜日から金曜日までとし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日については、指示のない限りは発掘作業を実施しない日とする。

2 降雨（雪）暴風時における作業の可否については、担当職員と協議を行うものとする。

(作業時間)

第5条 作業時間については、開始を午前9時、終了を午後4時30分とし、正午から午後1時までの間を休憩時間とする。状況に応じて午前及び午後各30分の休憩時間を設ける。

2 特に用務のない限り、作業員の詰所への出勤は午前7時30分以降とし、詰所からの退出は作業終了の後に速やかに行うものとする。

3 作業時間を変更するときは、事前に協議を行い定めることとする。

(作業人員の種別及び職務)

第6条 発掘作業に標準的に従事する作業人員の職務及び配置条件は、次のとおりとする。

(1) 発掘技術員

ア 職務 担当職員の専門的指示を受け、発掘作業に係る考古学的・文化財学的な見地での作業管理を行い、発掘作業の品質を適切に維持し、効率的に発掘作業が進捗するように管理する。この職務の遂行に当たっては、担当職員との協議を十分に行うとともに、発掘調査日誌の作成、発掘経過の写真撮影、個別的な遺物出土状況の写真撮影や実測などの作業経過上必要な記録作業、発掘遺構と出土遺物の管理などを行う。

イ 配置条件 大学で考古学、文化財学若しくは歴史学を専攻した者又は日本考古学協会会員、文化財調査士（公益社団法人日本文化財保護協会認定資格）等の資格保持者で、発掘調査に3年以上従事した経験があり、アに掲げる職務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

(2) 発掘作業員長

ア 職務 担当職員や発掘技術員の指示を受け、発掘作業が適切に進捗するように他の発掘作業員に指示し、併せて作業の効率的な運営と安全に関して十分な注意を払い、発掘作業員の手本として作業従事する。

イ 配置条件 発掘作業に通算3年以上の従事経験を有する熟練者で、アに掲げる職務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

(3) 発掘作業員

ア 職務 発掘作業員長の指示により遺跡の掘削作業、遺物の掘り出し作業をはじめ発掘作業に関係する諸作業を行う。

イ 配置条件 アに掲げる職務を適切に実施できる者とする。

(現場代理人の通知)

第7条 受託者は、前条に掲げる者以外の者を現場代理人として定め、これを委託者に通知するものとする。

(発掘作業の標準)

第8条 新規発掘調査部分の発掘作業の工程と内容は、次に掲げるもの(以下「発掘標準」という。)に準拠する。

- (1) 『京都府における行政目的で行う発掘調査の標準(通知)』(京都府教育委員会平成23年4月)
 - (2) 『発掘調査のてびき』(文化庁文化財部記念物課平成22年3月)
- 2 受託者は、発掘標準を踏まえ、担当職員の指示に基づき、発掘作業を実施するものとする。
 - 3 発掘技術員は、発掘標準に示された内容と精度を十分に理解し、発掘作業の業務管理を行うとともに、記録の作成と遺物・遺構などの管理を行うものとする。
 - 4 担当職員の指示を受け発掘技術員が作成した土層図や個別実測図などの実測記録図については、作成後速やかに担当職員の校閲を受け成果品として提出するものとする。発掘技術員がマイラー実測用紙を使用する場合は、委託者が提供する。
 - 5 全体遺構写真や重要な写真撮影などの記録作成上の重要な撮影については委託者の責任業務として担当職員が行うが、作業進行の上で記録が必要な個別の写真撮影については発掘技術員が担当職員の指示のもとに適宜行うものとする。使用する機材とフィルムは、委託者が提供し現像も委託者が行う。発掘技術員が撮影した現像後の写真整理については、受託者がアルバム等に整理を行い成果品として提出するものとする。
 - 6 受託業務の経過を示す記録写真は、受託者が撮影し、成果品として提出するものとする。
 - 7 発掘技術員は、日々の発掘作業内容を発掘日誌に記録し、成果品として提出するものとする。手書きの発掘日誌を使用する場合は、委託者が用紙を提供する。なお、発掘日誌については、受託者が自ら用意するパソコンの使用によって作成されたものでもよい。
 - 8 発掘技術員が行う出土遺物の管理は発掘標準の内容を基本とし、地区ごと、遺構ごと及び層位ごとに取りまとめ、遺構番号・層位・日付を記したフィルムラベルを同封した遺物袋に封入するなどして、出土遺物が混乱することなく適切に取り上げられるようにする。材質が違ふ遺物については、基本的に分けて取り上げることとする。また、1個体がまとまって出土し個別に取り上げた方がよいもの、重要な出土品及び脆弱な遺物については、個別に遺物袋に封入する。遺物の出土量が多い場合は、遺物取り上げ台帳を作るなどして、出土遺物の適切な管理を行い成果品として提出する。遺物袋・フィルムラベル・コンテナバットは、委託者が用意する。
 - 9 発掘技術員が行う発掘遺構の管理については発掘標準を基本とし、遺構管理のために遺構番号を付与し、遺構台帳を自ら作るなどして遺構の状況が客観的に把握できるものとする。

10 遺構性格の略号は、次のとおり定める。

略号	遺構の性格	備考
SA	柵跡、塀跡など	
SB	建物跡	建築型式、機能は問わない。
SD	溝跡、堀跡など	
SE	井戸跡	
SF	道路跡、小道跡	
SG	池、園池跡など	
SK	土坑、落込みなど	柱跡掘方を含む。
SX	性格不明遺構	墓を含む。
pit	柱穴、杭穴	概して小さいもの
※遺構番号は、遺構性格を問わず通番数字とする。 例：SK01、SB02、SA03、SK04・・・		

11 土色判定は、『新版標準土色帖』（農林水産省農林水産技術会議事務局監修）を基準とする。受託者が『新版標準土色帖』を保有しない場合は、委託者が貸与する。

（遺構等実測記録作業の内容及び標準）

第9条 第1条の遺構等実測記録作業とは、発掘地内における発掘調査地の範囲や地層の状況、発掘によって明らかとなった遺構の全体的な配置状況・土層断面・主要遺構部分の3次元デジタル実測作業をいう。これらの作業に当たっては、担当職員と十分に協議するものとする。

2 遺構の全体実測はデジタル実測を基本とし、機材は光波式トランシットと電子平板の組み合わせを標準とする。土層断面及び主要遺構の局部的実測は、オルソ画像からのデジタル実測を原則とするが、手測り実測でもよい。手測りの場合は、1/5～1/20を基本とする。

3 光波式トランシットと電子平板での遺構測定については、遺構輪郭の測点は柱跡については上・下場ともに4点、通常の土坑・溝跡・井戸跡等の遺構は50cm以内で上・下場ともに1点以上の測点、トレンチの上・下場は2m間隔で1点の測点を行うことを標準とする。輪郭の主要変化点は、測点する。測点間の結線について疑問が生じた場合は、担当者と協議し、正確さの確保に努めるものとする。

4 水準については、通常の土坑・井戸跡等で底が平たい場合は底部中央で1点、溝跡等の長い遺構については2m以内で1点以上を測点し、遺構底に高低がある場合はその状況が客観的に再現できる精度で測点することとする。遺構面については、傾斜地については1mの方眼間隔で1点程度、平坦地又は緩傾斜地では2～3mの方眼間隔で1点程度を測点し、遺跡の面的状態での客観的記録に努めるものとする。

5 基準点は、国土座標（3級）を設置して用いる。

6 実測記録の作業終了後は、速やかに担当職員の校閲を受けるものとする。

(遺構保護・埋め戻し作業の内容及び標準)

第10条 遺構を土のう等でおさえ、真砂土で覆って保護した後に、掘削土で埋め戻しを行う。埋め戻しは、調査前の状態に復旧できるよう努めるものとする。

(詰所等の設置)

第11条 現地には、担当職員や発掘技術員の業務、発掘作業員等の休憩及び機材管理に用いる仮設の詰所を設置し、机、椅子、棚等を必要数用意するものとする。

- 2 必要に応じて水道及び電気を設置するものとする。
- 3 軽水式の仮設トイレを設置するものとする。

(発掘器具及び現場管理機材の用意)

第12条 発掘作業に要する発掘器具及び発掘調査地の安全と日常管理に関する一般機材については受託者が用意し、その標準的な内容は、次のとおりとする。

- 2 発掘掘削作業に要する発掘器具は、遺跡の発掘調査に一般的に使用する機材のうち、大型動力機材以外の器具を基本とし、おおむね次の種類とする。これらの発掘器具については、作業員が遺跡掘削や関係する諸作業を効率的に実施していく上で必要な数量を用意するものとし、その数量については次の類別による適切数量を標準とする。適宜担当職員と協議を行い、過不足なく用意されているよう努めるものとする。

[発掘器具]

器具A	スコップ、ツルハシ、半月クワ、移植コテ、手クワ、手ホーキ、ミ、バケツ、ホーキなどの人力掘削等小道具類で、適切数量として同日の作業員が効率的に使用する数量
器具B	一輪車、歩み板その他これらに類する掘削土砂小運搬道具で、適切数量として同日の作業員が効率的に小運搬を行うに足りる数量
器具C	工具類、針金、番線、写真台(3段)、小型発電機、排水ポンプ、ホース、ノッチタンク、砥石その他これらに類する道具類で、発掘作業が効率的に実施できる数量

- 3 発掘調査地の安全と日常管理に関する一般機材は、次の内容を標準とする。特に発掘調査地はフェンスバリケード等によって区画し、発掘作業表示板、立入禁止を表示することとする。

[発掘現場管理機材]

ブルーシート、小型バリケード、土のう袋、コンパネなど、発掘遺跡の降雨等からの保全に関する機材は、発掘遺跡が適切に保全できる数量を標準とする。

フェンスバリケード、立入禁止掲示板、消火器などについては、発掘現場の安全が適切に確保できる数量を標準とする。

(作業内容の報告)

第13条 発掘作業にあつては、作業従事員数及び作業内容を日々担当職員に報告し、検査を受けるものとする。

(作業従事者の表示)

第14条 この発掘作業に従事する者は、安全帽、制服、腕章、名札などによって作業従事者の表示を行うものとする。

(発掘作業表示板の掲示)

第15条 受託者は、委託者名・住所・連絡先、受託者名・住所・連絡先、作業地の住所、作業予定期間、関係する資格保持者名などを記した作業表示板を現地に掲示するものとする。

(秘密の保持)

第16条 この発掘作業において知り得た発掘成果情報等については、許可なく他人に漏らしてはならない。ただし、この情報等が公開された後は、この限りでない。

(協議)

第17条 この仕様書に明記なき事項について作業中に疑義が生じた場合は、その都度協議を行い決定するものとする。

(成果品の提出)

第18条 委託作業が完了したときは、直ちに次の成果品を提出し、検査を受けるものとする。

成果品	単位	内容
委託事業完了報告書	1部	経過を証明する写真を添付したもの。デジタルの場合は打ち出しとCD-ROM
発掘調査日誌	1部	手書きの場合は原本、デジタルの場合は打ち出しとCD-ROM
出土遺物	一式	袋等に区分けされラベルが同封してあるもの
遺構台帳	一式	手書きの場合は原本、デジタルの場合は打ち出しとCD-ROM
発掘記録写真	一式	発掘技術員が撮影したものについては委託者が現像した後、受託者がフィルムをアルバムに整理し提出するものとする。 デジタルの場合は撮影日毎に整理し、JPEG、RAWデータをCD-ROMに入れ提出するものとする。
調査区実測平面図	正本各1部	#300マイラーにデジタル実測成果を1/50と1

		/100 で印刷したものと CD-ROM
	同副本各 1 部	正本を紙に印刷したもの
土層実測図面	正本各 1 部	#300 マイラーにデジタル実測の測点・水準を 1/20 で打ち出したものと CD-ROM
	同副本各 1 部	正本を紙に印刷したもの（手書きの場合は原本）
個別の遺構実測図	正本各 1 部	#300 マイラーにデジタル実測の測点・水準の打ち出したものと CD-ROM
	同副本各 1 部	正本を紙に印刷したもの（手書きの場合は原本）
実測測点・水準の打ち出し	正本各 1 部	#300 マイラーにデジタル実測の測点・水準を 1/50 で打ち出したもの
	同副本各 1 部	正本を紙に印刷したもの
実測測点・水準デジタルデータ	一式	CD-ROM
実測測点・水準一覧表	1 部	打ち出しと CD-ROM

（作業にあたっての留意事項）

第 19 条 作業を行うにあたって、次の事項について留意すること。

- (1) 発掘調査地は水田として利用されている。調査終了後は調査前の状態に復旧するため、掘削時は耕作土と床土を分け、ブルーシートを敷いた上に、雨等により濡れないように、耐水性のあるシートをかけて置く。床土の埋め戻し時は、薄層ずつ戻し、ランマ等転圧機器を用いて、十分に締め固めながら埋め戻す。
- (2) 発掘調査地までは、住宅街を通過する必要があるため、狭路も連続する。車両や道具類などで路面やブロック塀、住民車両等を傷付けないように留意し、必要な箇所には土のうやコンパネで養生し、業務終了後に調査前の状態に戻す。
- (3) 発掘調査地付近の水路は農業用であるため、排水の際はノッチタンク等で泥土の流出を防止する。
- (4) 発掘調査地内では、後の耕作に影響が出ないように、最小限の範囲での移動に努める。必要があれば、歩み板を用いる。また、発掘調査地外の敷地には許可なく立ち入らない。
- (5) 業務終盤に、水田の水が抜けていないか確認をする。水が抜けていることが明らかになった場合、受託者は水が抜けない対応を誠意を持って行うこと。また、費用については、受託者の負担とする。

以上

発掘作業の安全衛生に関する手引き

宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課

1 総則

発掘作業に従事する者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）その他の関係法令を遵守することはもちろん、この手引きを参照して発掘作業現場の安全と衛生の確保に努めなければならない。

2 事故発生時の対応

緊急時は、速やかに状況を判断し、次のとおり緊急措置をとること。

(1) 緊急措置

- ア 緊急時は応急措置をとり、救急車（119）を要請すること。
- イ 軽微な場合は、応急手当の後、病院へ搬送すること。
- ウ 軽度の場合は、応急手当の後休憩を取り、帰宅のこと。

(2) 状況判断

- ア 事故及び災害の事実状況を正確に把握し、記録にとどめること。
- イ 直ちに歴史まちづくり推進課（Tel 21-1602）や関係者に連絡をすること。
- ウ 労働災害の判断を行うこと。

(3) 病院

最寄の総合病院を事前に確認しておくこと。

3 発掘作業の従事者

(1) 健康管理

作業従事者の健康に注意し、健康がすぐれない場合は作業を中止し、監督者に申し出るように周知すること。

(2) 服装

- ア 作業に適切な服装をすること。
- イ 腕章や名札などによって作業従事者であることを表示すること。
- ウ 発掘調査地では保護帽を着用すること。
- エ 作業に適切な靴や手袋を着用すること。
- オ 粉塵が生じる場合は、防塵めがね及び防塵マスクを着用すること。

(3) 作業従事者名簿

現地詰所には、作業従事者の緊急連絡先と血液型などを記した名簿を備えること。

4 発掘現場の環境

(1) 発掘調査地

- ア ネットフェンスなどによって囲い、専用出入口を設置すること。

- イ 施工標示板及び関係者以外立入禁止の掲示をすること。
- ウ 雨水・排水経路の確保を事前に行うこと。
- エ 状況により専用出入口には砕石を敷くこと。
- オ 適宜消火器や防火バケツを設置すること。
- カ 発掘調査地の整理及び美化を常に心がけること。

(2) 発掘詰所及び道具置場

- ア 転倒防止対策をすること。
- イ 消火器及び防火バケツを設置すること。
- ウ 分別収集用のゴミ箱を設置すること。
- エ 発掘詰所には救急用具を置き、表示すること。
- オ 常に防火と整理整頓に気を付けること。

(3) トイレ

- ア 発掘調査地には、トイレを設置すること。
- イ トイレは、男子用と女子用を区別すること。ただし、やむを得ない場合は兼用も可とする。
- ウ 転倒防止対策を講じること。
- エ 常に衛生に気を付けること。

5 掘削作業の危険防止

(1) 安全の確保

- ア 掘削作業は、あらかじめ掘削箇所を調査し、適切な危険防止を図り、安全に進めること。
- イ 作業中は常に安全に注意し、危険が認められた場合は直ちに作業を中止し退避すること。
- ウ 雷雨、強風などの自然災害についても十分に注意すること。

(2) トレンチの掘削

- ア 掘削中は絶えず掘削面に注意し、掘削面に亀裂又は湧水が認められたときは直ちに作業を中止し、安全確認を行うこと。
- イ 掘削が2メートル以上の場合、有資格者の指導に基づいて、法面勾配を75度以下にすること。
- ウ 掘削が2メートル未満であっても、軟弱地の場合は法面勾配を45度以下、砂地の場合は35度以下にすること。
- エ 掘削残土はトレンチより2メートル以上離して置き、表面をシートで覆うなど土砂の飛散防止に心がけること。
- オ 湧水がある場合は、トレンチ内に集水マスを設け排水ポンプを運転すること。
- カ トレンチ周囲には転落防止のバリケード、柵などを設置すること。
- キ トレンチには、昇降階段を適宜設置すること。
- ク 特に雨上がり時及び休日明けは掘削面に亀裂、湧水などがないか注意すること。

(3) 遺構の掘削

- ア 遺構の掘削において深さが1.5メートルを越える場合は、一旦作業を中止し、安全確保の上、掘削を行うこと。軟弱な基盤面における掘削において、1メートルを越える遺構の場合も同様とする。

- イ 石組などの構造を持つ遺構の場合は、構造の安定性を確認した上で掘削すること。不安定な場合は、安全を確保できる掘削方法を選択すること。
- ウ 濠や大溝などの深く長い遺構は、10メートルまでに幅1メートルほどの支保用アゼを設定すること。
- エ 遺構掘削面をシートなどで保護する場合は、転落防止用のフタを遺構上に行った後、シートで覆うこと。
- オ 作業中は周囲に気を配り、安全な作業に心がけること。

6 機材・機械の危険防止

(1) 有資格者

機械や車両などの運転及び構造物の設置については、有資格者が行うこと。

(2) パワーショベルの運転

- ア 運転時には必ず誘導員を配置すること。
- イ 運転中は、回転半径に立ち入らないこと。
- ウ ガス管、水道管、電気線などの地下埋設管がある場合は、安全対策後に掘削運転すること。

(3) 車輛の運転

- ア 場内での運転には、誘導員を置くこと。
- イ 場内は、時速5キロメートル以下で運転すること。

(4) ベルトコンベアの運転

- ア 運転員を定めること。
- イ 始動及び停止は、運転員が安全確認のうえ行うこと。
- ウ 安定した連結、ウマの強度及び漏電に注意して運転すること。
- エ 分電板や発電機には囲いをするなどして保安に気を付け、整備は停止実施のこと。

(5) 写真足場の設置

- ア 高さが5メートルを越える場合は、支え、根がらみ等の転倒防止対策をし、階段手すりを設置すること。
- イ 常置する場合は、終業時に囲いを施し、保安に気を付けること。
- ウ 低い場合でも手すりを設置し、転落防止を図ること。
- エ 強風時又は雷鳴が近くで聞こえる場合は、足場に上らないこと。

始業・終業点検表

令和 年 月 日

始業点検	点検	終業点検	点検
作業員の健康に異常はないか		作業員の健康に異常はないか	
詰所に異常はないか		掘削面に亀裂はないか	
掘削面に亀裂はないか		掘削面からの湧水はないか	
掘削面からの湧水はないか		トレンチ肩にズレはないか	
トレンチ肩にズレはないか		残土置場に問題はないか	
ベルトコンベアは安定しているか		深い遺構にフタをしたか	
漏電はしていないか		シートの押さえは大丈夫か	
水道は漏れていないか		道具は片付けたか	
機械類・道具類に故障はないか		電気は切ったか、水道は止めたか	
排水経路は詰まっていないか		配電盤の施錠はしたか	
トレンチ柵・昇降階段に問題はないか		周囲のフェンスに問題はないか	
残土置場に問題はないか		火の元は大丈夫か	
周囲のフェンスに問題はないか		詰所に施錠はしたか	
他に気になることはないか		出入口に施錠はしたか	

発掘作業に係る責任者・資格保持者

責任者・資格保持者	氏 名	備 考
現場代理人		
発掘技術員		
発掘作業員長		
地山掘削有資格者		
足場組み立て有資格者		
電気関係有資格者		
パワーショベル運転者		
ベルトコンベア運転員		
火元責任者		
安全点検責任者		